



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年5月21日金曜日 第2168号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低
限度額及び最高限度額の一部改正..... 375

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例第10条の2第1項の規定に基づき知事が定める金額の一部改
正..... 376

指定障害福祉サービス事業者の指定..... 377

指定障害福祉サービス事業を行う事業者の名称の変更..... 378

指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更..... 378

指定障害者支援施設の指定..... 379

指定障害者支援施設の指定の辞退..... 379

指定相談支援事業の廃止..... 379

土地改良事業の工事の完了..... 379

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変
更の許可申請の概要..... 380

土地改良区役員の就退任の届出..... 380

土地改良区の定款変更の認可..... 380

土地改良事業の工事完了の届出..... 380

建設業者の許可の取消し（2件）..... 380

道路の供用開始（県道広田双海線）..... 381

道路の区域変更（県道広見三間字和島線）..... 382

道路の供用開始（ " " ）..... 382

指定道路の指定..... 382

教育委員会公告

平成23年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施..... 382

公安委員会規則

認知機能検査員審査の実施に関する規則..... 383

認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則..... 386

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... 386

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... 387

政治団体の届出事項の異動の届出..... 387

政治団体の解散の届出..... 388

資金管理団体の届出..... 388

資金管理団体の解散の届出..... 388

政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正..... 388

雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示..... 389

告 示

○愛媛県告示第612号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成22年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成22年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額と して定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲 げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同 表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額と して定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲 げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同 表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,575円	13,255円	20歳未満	4,237円	13,379円
20歳以上25歳未満	5,115円	13,255円	20歳以上25歳未満	5,019円	13,379円
25歳以上30歳未満	5,777円	13,837円	25歳以上30歳未満	5,851円	13,599円
30歳以上35歳未満	6,349円	16,712円	30歳以上35歳未満	6,504円	16,549円

35歳以上40歳未満	6,844円	19,454円
40歳以上45歳未満	7,088円	22,362円
45歳以上50歳未満	7,016円	23,916円
50歳以上55歳未満	6,612円	24,900円
55歳以上60歳未満	5,906円	23,499円
60歳以上65歳未満	4,634円	20,364円
65歳以上70歳未満	4,030円	14,419円
70歳以上	4,030円	13,255円

35歳以上40歳未満	6,920円	19,703円
40歳以上45歳未満	7,217円	23,141円
45歳以上50歳未満	7,092円	24,581円
50歳以上55歳未満	6,600円	24,836円
55歳以上60歳未満	5,967円	23,411円
60歳以上65歳未満	4,650円	20,756円
65歳以上70歳未満	4,060円	15,230円
70歳以上	4,060円	13,379円

○愛媛県告示第613号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成22年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成22年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>104,730円</u> を超えるときは、 <u>104,730円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>104,960円</u> を超えるときは、 <u>104,960円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,790円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>56,790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,930円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>56,930円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,370円</u> を超えるときは、 <u>52,370円</u> ）	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,480円</u> を超えるときは、 <u>52,480円</u> ）

<p>2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)は、当該介護に要する費用として支出された額が28,400円以下であるときに限る。)</p>	<p>月額28,400円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)</p>
<p>2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)は、当該介護に要する費用として支出された額が28,470円以下であるときに限る。)</p>	<p>月額28,470円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)</p>

○愛媛県告示第614号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成22年 5月21日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810100382	社会福祉法人松山共生会	松山市志津川町203番地1	中野治雄	生活介護	ポッポ苑	松山市志津川町203番地1	平成22年 4月1日
3810100382	社会福祉法人松山共生会	松山市志津川町203番地1	中野治雄	就労移行支援	ポッポ苑	松山市志津川町203番地1	平成22年 4月1日
3810100382	社会福祉法人松山共生会	松山市志津川町203番地1	中野治雄	就労継続支援B型	ポッポ苑	松山市志津川町203番地1	平成22年 4月1日
3810101513	NPO法人SORA	松山市此花町7-16上田ビル201号	利田等	就労継続支援B型	明星共同作業所	松山市小栗3丁目2-12	平成22年 4月1日
3810101539	NPO法人びあ	松山市木屋町一丁目9番地4	佐野卓志	就労継続支援B型	ルーテル作業センタームゲン	松山市木屋町一丁目9番地4	平成22年 4月1日
3810101554	有限会社松山針灸接骨院	松山市春日町12番地5	川野治	居宅介護	介護ステーションかすが	松山市春日町13番地10小田原ビル101	平成22年 4月1日
3810101554	有限会社松山針灸接骨院	松山市春日町12番地5	川野治	重度訪問介護	介護ステーションかすが	松山市春日町13番地10小田原ビル101	平成22年 4月1日
3810101562	株式会社あいサポート	松山市山越5丁目9番1	秋元晃	就労継続支援A型	株式会社あいサポート	松山市山越5丁目9番1	平成22年 4月1日
3810101570	社会福祉法人泰斗福祉会	松山市苞木甲202番地1	森一哉	就労継続支援A型	癒しの森治療院	松山市祝谷6丁目1264-5	平成22年 4月1日
3810101570	社会福祉法人泰斗福祉会	松山市苞木甲202番地1	森一哉	就労継続支援B型	なないろ工房	松山市土手内114	平成22年 4月1日
3810200331	特定非営利活動法人麦の穂	今治市玉川町摺木カハラ甲6-4	伊敷郁美	生活介護	麦の穂	今治市玉川町摺木カハラ甲6-4	平成22年 4月1日
3810600068	社会福祉法人いしづち会	西条市兎之山字上ノ向甲322番地	西村孝志	短期入所	短期入所西条福祉園	西条市丹原町高松甲1887番地2	平成22年 4月1日
3810600274	株式会社みらい	西条市喜多川173-1	源代達規	居宅介護	ケアサポートみらい	西条市喜多川173-1藤田ビル1F西	平成22年 4月1日
3810600274	株式会社みらい	西条市喜多川173-1	源代達規	重度訪問介護	ケアサポートみらい	西条市喜多川173-1藤田ビル1F西	平成22年 4月1日
3810600282	社会福祉法人白鳥会	西条市三芳1839番地5	山内一胤	就労継続支援B型	指定就労継続支援B型事業所東予希望の家つばさ	西条市三芳1839番地5	平成22年 4月1日
3810600290	社会福祉法人いしづち会	西条市兎之山字上ノ向甲322番地	西村孝志	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所西条福祉園	西条市丹原町高松甲1887番地1	平成22年 4月1日
3811000086	NPO法人むつみ	伊予市灘町355-22	井上榮	就労継続支援B型	ワークハウス睦美	伊予市灘町355-22	平成22年 4月1日

3811300205	社会福祉法人光と風	四国中央市中之庄町46 1番地	出 水 武 美	就労移行支援	障害福祉サービス事業 所ゆうゆう	四国中央市中之庄町46 1番地	平成22年 4月1日
3811300205	社会福祉法人光と風	四国中央市中之庄町46 1番地	出 水 武 美	就労継続支援 B型	障害福祉サービス事業 所ゆうゆう	四国中央市中之庄町46 1番地	平成22年 4月1日
3813510041	NPO法人ころころ	松山市森松町1113番地 1	丹 直 文	就労継続支援 A型	多機能型事業所ひかり	伊予郡砥部町重光23番 地3	平成22年 4月1日
3813510041	NPO法人ころころ	松山市森松町1113番地 1	丹 直 文	就労継続支援 B型	多機能型事業所ひかり	伊予郡砥部町重光23番 地3	平成22年 4月1日
3820101545	特定非営利活動法人さ なえ	松山市一番町1丁目14 番地7	小 川 純 人	共同生活介護	さなえコーラル福の音 共同生活介護事業所	松山市福音寺町113番 地1	平成22年 4月1日
3820600306	社会福祉法人いしづち 会	西条市兎之山字上ノ向 甲322番地	西 村 孝 志	共同生活介護	西条福祉園ケアホーム	西条市丹原町高松甲18 86番地8	平成22年 4月1日
3810101588	アキラ産業有限会社	今治市松本町五丁目2 - 3	田 坂 力	就労移行支援	ドリーム工房	松山市河野中須賀326 番地4	平成22年 4月16日
3810101588	アキラ産業有限会社	今治市松本町五丁目2 - 3	田 坂 力	就労継続支援 B型	ドリーム工房	松山市河野中須賀326 番地4	平成22年 4月16日

○愛媛県告示第615号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成22年 5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称		所 在 地	
					変 更 前	変 更 後		
3810100457	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲58 9番地	五 島 昌 明	短期入所	久谷育成園	久谷短期入所事業 所	松山市中野町甲58 9番地	平成22年 4月1日
3810100671	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター	松山市紅葉町3番 45号	金 村 厚 司	居宅介護	ひめヘルプ	ひめヘルプ事業部 高砂事務所	松山市高砂町2丁 目3番地3梨々マ ンション1階	平成22年 4月1日
3810100671	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター	松山市紅葉町3番 45号	金 村 厚 司	重度訪問介護	ひめヘルプ	ひめヘルプ事業部 高砂事務所	松山市高砂町2丁 目3番地3梨々マ ンション1階	平成22年 4月1日
3810200208	いよ路サービス有限会社	今治市鯉池町1丁目1番22号	夏 目 登志子	居宅介護	有限会社いよ路サービス	いよ路サービス	今治市鯉池町1丁目1番22号	平成22年 4月9日
3810200208	いよ路サービス有限会社	今治市鯉池町1丁目1番22号	夏 目 登志子	重度訪問介護	有限会社いよ路サービス	いよ路サービス	今治市鯉池町1丁目1番22号	平成22年 4月9日

○愛媛県告示第616号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成22年 5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地		届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名			変 更 前	変 更 後	
3810101240	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲58 9番地	五 島 昌 明	就労継続支援 B型	ワークハウス久谷	松山市東方町2346 番地85	松山市中野町甲58 9	平成22年 4月1日
3820100265	社会福祉法人風早偕楽園	松山市下難波乙14 5番地34	渡 部 宗 一	共同生活援助	グループホーム風早	松山市浅海原甲52 2	松山市下難波甲12 60-2	平成22年 4月1日
3821400011	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝 甲1434番地1	土 居 武	共同生活介護	夢の家	西予市宇和町下松 葉307-6	西予市宇和町上松 葉90番地5	平成22年 4月1日
3821400011	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝 甲1434番地1	土 居 武	共同生活援助	夢の家	西予市宇和町下松 葉307-6	西予市宇和町上松 葉90番地5	平成22年 4月1日

○愛媛県告示第617号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設を指定した。

平成22年 5月21日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	指定障害者支援施設			指 定 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設置の場所	入所定員	
3810101521	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五島昌明	生活介護	障害者支援施設久谷	松山市中野町甲589番地	60	平成22年4月1日
3810101521	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五島昌明	施設入所支援	障害者支援施設久谷	松山市中野町甲589番地	60	平成22年4月1日
3810600068	社会福祉法人いしづち会	西条市兔之山字上ノ向甲322番地	西村孝志	生活介護	障害者支援施設西条福祉園	西条市丹原町高松甲1887番地2	40	平成22年4月1日
3810600068	社会福祉法人いしづち会	西条市兔之山字上ノ向甲322番地	西村孝志	就労移行支援	障害者支援施設西条福祉園	西条市丹原町高松甲1887番地2	10	平成22年4月1日
3810600068	社会福祉法人いしづち会	西条市兔之山字上ノ向甲322番地	西村孝志	施設入所支援	障害者支援施設西条福祉園	西条市丹原町高松甲1887番地2	40	平成22年4月1日
3810600159	社会福祉法人白鳥会	西条市三芳1839番地5	山内一胤	生活介護	指定障害者支援施設東予希望の家	西条市三芳1839番地5	30	平成22年4月1日
3810600159	社会福祉法人白鳥会	西条市三芳1839番地5	山内一胤	就労移行支援	指定障害者支援施設東予希望の家	西条市三芳1839番地5	6	平成22年4月1日
3810600159	社会福祉法人白鳥会	西条市三芳1839番地5	山内一胤	施設入所支援	指定障害者支援施設東予希望の家	西条市三芳1839番地5	40	平成22年4月1日

○愛媛県告示第618号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成22年 5月21日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	辞退に係る指定障害者支援施設		辞 退 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設置の場所	
3810100382	社会福祉法人松山共生会	松山市志津川町203番地1	中野治雄	旧知的障害者授産施設支援（通所）	ポッポ苑	松山市志津川町203番地1	平成22年3月31日
3810100465	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五島昌明	旧知的障害者更生施設支援（入所）	久谷育成園	松山市中野町甲589番地	平成22年3月31日
3810600068	社会福祉法人いしづち会	西条市兔之山字上ノ向甲322番地	西村孝志	旧知的障害者授産施設支援（入所）	西条福祉園	西条市兔之山字上ノ向甲322番地	平成22年3月31日
3810600159	社会福祉法人白鳥会	西条市三芳1839番地5	山内一胤	旧身体障害者授産施設支援（入所）	東予希望の家	西条市三芳1839番地5	平成22年3月31日
3810600159	社会福祉法人白鳥会	西条市三芳1839番地5	山内一胤	旧身体障害者授産施設支援（通所）	東予希望の家	西条市三芳1839番地5	平成22年3月31日

○愛媛県告示第619号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり指定相談支援を廃止した旨の届出があった。

平成22年 5月21日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定相談支援事業者			廃止に係る指定相談支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3831300029	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005番の1	武村志延	四国中央市障害児者相談支援センター	四国中央市三島宮川4-6-55商工会館一階	平成22年3月31日

○愛媛県告示第620号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和

24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年 5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	楠地区	平成22年 3月29日

○愛媛県告示第621号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 5月21日

愛媛県四国中央保健所長 廣 瀬 浩 美

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
大王製紙株式会社
四国中央市三島紙屋町2番60号
代表取締役社長 井川 意高
 - 事業場の名称及び所在地
大王製紙株式会社三島工場
四国中央市三島紙屋町5番1号
 - 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号口、八、ホ、ヘ、ト、チ、第27号イ、又、第63の3号、第64の2号口、第71の2号イ及び第71の4号
ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第2第1号、第15号イ
 - 変更しようとする事項の内容
排水水の汚染状態及び量の変更
 - 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1排水口（工場排水）
変更なし
- 備考 この他に、生活排水口が3箇所、雨水排水口が143箇所（今回16箇所新設する。）ある。

○愛媛県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 5月21日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

○愛媛県告示第625号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	土 岐 清	新居浜市横水町13 - 17
"	大 塚 晟 充	新居浜市滝の宮町 6 - 16
"	白 岡 康 夫	新居浜市中村松木 1 丁目 4 - 22
"	伊 藤 忠	新居浜市土橋 1 丁目 10 - 13
"	真 鍋 正 幸	新居浜市中村 1 丁目 6 - 36
"	林 勇 夫	新居浜市本郷 1 丁目 6 - 29
"	西 原 力	新居浜市本郷 1 丁目 8 - 41
監 事	青 野 幸 永	新居浜市滝の宮町11 - 14
"	神 野 晁 一	新居浜市本郷 2 丁目 6 - 8
"	大 澤 真 一	新居浜市土橋 1 丁目 8 - 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	土 岐 清	新居浜市横水町13 - 17
"	大 塚 晟 充	新居浜市滝の宮町 6 - 16
"	坂 上 保	新居浜市中村松木 2 丁目 9 - 50
"	伊 藤 忠	新居浜市土橋 1 丁目 10 - 13
"	林 正 治	新居浜市中村 1 丁目 1 - 28
"	神 野 晁 一	新居浜市本郷 2 丁目 6 - 8
"	西 原 力	新居浜市本郷 1 丁目 8 - 41
監 事	真 鍋 正 幸	新居浜市中村 1 丁目 6 - 36
"	青 野 幸 永	新居浜市滝の宮町11 - 14
"	北 條 敏 之	新居浜市中村松木 1 丁目11 - 24

○愛媛県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 5月21日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、上島町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 5月21日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	岩城池の谷地区	平成21年12月25日

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 17) 第13165号	平成17年 8月29日	渡部造園	渡部 秀樹	今治市菊間町種3888 - 1	平成22年 4月2日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第504号	平成19年 1月12日	大明建設(有)	渡辺 春正	西条市飯岡4002	平成22年 4月5日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17) 第3437号	平成17年 8月24日	(有)矢野製作所	矢野 秀夫	新居浜市上泉町18 - 23	平成22年 4月6日	建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第16266号	平成20年 3月24日	(株)栄進工業	井下 巧	新居浜市清水町12 - 69	平成22年 4月6日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第1037号	平成19年 6月27日	向洋建設(株)	清水 幸男	今治市唐子台東1 - 12 - 9	平成22年 4月13日	土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第10858号	平成17年 6月17日	(株)鴻上産業鐵工所	鴻上 英治	新居浜市船木2354 - 1	平成22年 4月19日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18) 第13509号	平成18年 8月28日	(有)稲井設備工業	佐伯継一郎	西条市大新田195 - 1	平成22年 4月20日	土工事業 とび・土工事業 管工事業、水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般・特 - 21) 第15667号	平成21年 12月2日	住鋳テクノリサーチ(株)	渡辺 勝明	新居浜市磯浦町17 - 2	平成22年 4月23日	土工事業 とび・土工事業 石工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 21) 第2523号	平成21年 12月28日	(株)山内工務店	山内 長則	四国中央市土居町入野19 7 - 23	平成22年 4月26日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19) 第227号	平成19年 4月7日	(有)神野組	神野 裕之	今治市宮窪町余所国549 - 12	平成22年 4月27日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 18) 第728号	平成19年 3月31日	(株)石村組	石村 光雄	四国中央市川之江町2068	平成22年 4月30日	土工事業、建築工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第626号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般・特 - 16) 第2974号	平成17年 3月22日	池田水道工業(株)	池田 亮太	松山市桑原7 - 6 - 32	平成22年 3月19日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19) 第9481号	平成19年 6月26日	清水電気商会	清水伊佐雄	松山市才之原甲186 - 5	平成22年 4月8日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第9803号	平成17年 5月22日	酒井板金加工所	酒井千鶴子	松山市久万ノ台甲635 - 6	平成22年 4月8日	板金工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第5481号	平成17年 8月31日	(株)キクノ	菊野 齊敏	松山市大手町1 - 8 - 8	平成22年 4月13日	建築工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特 - 20) 第1640号	平成20年 11月26日	マルミ通信機器(株)	島田 保廣	松山市南吉田町1510 - 1	平成22年 4月14日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18) 第12343号	平成18年 8月24日	(株)イマジン	越智 慎泰	松山市樽味4 - 8 - 7	平成22年 4月15日	とび・土工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	広田双海線	伊予市双海町上瀬字宮ノ下甲788番4地先から 同字甲790番地先まで	平成22年5月21日

○愛媛県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	広見三間宇和島線	宇和島市三間町迫目329番12から 同町迫目329番11まで	旧	メートル 8.5～15.0	キロメートル 0.053	
			新	12.8～15.0	0.053	

○愛媛県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	広見三間宇和島線	宇和島市三間町迫目329番12から 同町迫目329番11まで	平成22年5月21日

○愛媛県告示第630号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年5月21日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成22年4月28日
- 指定道路の位置
大洲市田口字ミムラヤマ甲2544番1の一部、甲2545番1の一部、甲2545番3の一部、甲2548番1の一部、乙498番1の一部、乙498番2の一部
- 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長	11.30メートル	8.32メートル	24.06メートル
(2) 幅員	4.56メートル	5.08メートル	5.00メートル

教育委員会公告

○公 告

平成23年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、平成23年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成22年5月21日

愛媛県教育委員会

教育長 藤岡 澄

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小 学 校 教 員	平成22年7月21日(水)から 24日(土)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目3番57号) 松山市立城西中学校 (松山市竹原三丁目19番35号)
中 学 校 教 員 (各教科)	平成22年7月21日(水)から 24日(土)まで	松山市立城西中学校 (松山市竹原三丁目19番35号)
高 等 学 校 教 員 (各教科(科目))	平成22年7月21日(水)から 24日(土)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
特別支援学校教員		
養 護 教 員	平成22年7月21日(水)から 23日(金)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
栄 養 教 員		

注1 区分間の併願は、認めない。

2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知

- する。
- 3 受験申込受付期間
平成22年 5月24日(月)から 6月16日(水)まで(郵送による場合は、同日までの消印のあるものは受け付ける。)
- 4 受験資格
次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成23年 3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
- (2) 昭和46年 4月 2日以降に出生した者
なお、他の都道府県で学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校の教員として勤務している者(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)及び栄養教員の志願者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)については、年齢を制限しない。
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者
- 5 受験申込手続及び試験方法

- 平成23年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)を参照すること。
- 6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法
愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。
なお、上記によることができない場合には、封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書きし、140円切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して郵送にて下記まで請求すること。

<請求先>

志 願 種 別	あ て 先
小 学 校 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
中 学 校 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
高 等 学 校 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
特 別 支 援 学 校 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
養 護 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
栄 養 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

認知機能検査員審査の実施に関する規則を次のように定める。

平成22年 5月21日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

認知機能検査員審査の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)の実施に必要な技能及び知識に関する審査(以下「認知機能検査員審査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認知機能検査員審査の基準)

第2条 認知機能検査員審査は、当該審査を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるかどうかを書面で確認する方法により行うものとする。

- (1) 認知症の専門医
(2) 警察庁が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者
(3) 自動車安全運転センターが実施する高齢者講習指導員課程を終了した者(平成22年 4月 1日以降に終了した者に限る。)

(認知機能検査員審査の申請)

第3条 認知機能検査員審査を受けようとする者は、認知機能検査員審査申請書(様式第1号)に前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写しを添付の上、公安委員会に提出しなければならない。

(合格証の交付)

第4条 公安委員会は、認知機能検査員審査に合格した者に対し、合格証(様式第2号)を交付するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、認知機能検査員審査の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

認知機能検査員審査申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日生

認知機能検査員審査を申請します。

審査内容

- 1 認知症の専門医
- 2 警察庁が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者
- 3 自動車安全運転センターが実施する高齢者講習指導員課程を終了した者(平成22年4月1日以降に終了した者に限る。)

備 考

注 審査内容欄は、該当する番号を で囲むこと。

様式第2号(第4条関係)

合 格 証

住所

氏名

年 月 日生

あなたは、認知機能検査員審査に合格したことを証明します。

年 月 日

愛媛県公安委員会 印

○愛媛県公安委員会規則第6号

認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 5月21日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査員講習の実施に関する規則（平成21年愛媛県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（認知機能検査員講習の項目等）			（認知機能検査員講習の項目等）		
第3条 認知機能検査員講習の項目、内容及び時間は、次の表のとおりとする。			第3条 認知機能検査員講習の項目、内容及び時間は、次の表のとおりとする。 <u>ただし、自動車安全運転センター等において、次の表に掲げる項目と同等のものについて受講した者に対しては、当該項目を除くものとする。</u>		
項目	内容	時間	項目	内容	時間
省略			省略		
（認知機能検査員講習の受講申請）			（認知機能検査員講習の受講申請）		
第4条 認知機能検査員講習を受講しようとする者は、公安委員会に申請しなければならない。			第4条 認知機能検査員講習を受講しようとする者は、公安委員会に申請しなければならない。 <u>この場合において、前条ただし書に規定する者は、同条ただし書に規定する項目について受講した旨を証する書面の写しを提出するものとする。</u>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第3号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 5月21日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表2（第3条関係） 部課長の専決事項		別表2（第3条関係） 部課長の専決事項	
1 省略		1 省略	
2 課長専決事項		2 課長専決事項	
(1)～(10) 省略		(1)～(10) 省略	
(11) 運転免許課長		(11) 運転免許課長	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	1 第4条第2項第2号の規定による認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する <u>審査又は講習の実施</u>	運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	1 第4条第2項第2号の規定による認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する <u>_____講習の実施</u>
省略		省略	
認知機能検査の実施に関する規則（平成21年愛媛県公安委員会規則第7号）	省略	認知機能検査の実施に関する規則（平成21年愛媛県公安委員会規則第7号）	省略

認知機能検査員審査の実施に関する規則（平成22年愛媛県公安委員会規則第5号）	1 第3条の規定による認知機能検査員審査申請書の受理		
	2 第4条の規定による合格証の交付		
省略		省略	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成22年 5月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

1 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者				
岡平知子を応援する会	岡平知子	大政文子	今治市山方町一丁目1398 3	参議院議員	平成22年4月19日	

2 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者					
岡平知子を応援する会	岡平知子	大政文子	今治市山方町一丁目1398 3	岡平知子	参議院議員	平成22年4月19日	

3 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者				
民主党愛媛県参議院選挙区第2総支部	岡平知子	大政文子	今治市山方町一丁目1398 3	参議院議員	平成22年4月30日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

4 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
西村まさみ愛媛県後援会	山本胸三郎	玉乃井勉	松山市柳井町二丁目6 2	平成22年4月19日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成22年 5月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
井上和浩後援会	代表者	浅野浩二	菅章	平成22年4月1日	
	会計責任者	袋瀬司朗	菅章		
自由民主党愛媛県白鳳支部	会計責任者	野地高弘	米田学	平成22年4月2日	政党の支部

全国社会保険推進連盟愛媛県支部	会 計 責 任 者	淵 川 三 十 四	山 内 久 仁 男	平成22年 4月12日	
自由民主党愛媛県防衛協賛支部	代 表 者	濱 田 茂 登 吉	寺 岡 陸 雄	平成22年 4月23日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年 5月21日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大 西 誠 後 援 会	湊 雅 之	平成21年12月31日

高 橋 英 吾 後 援 会	高 橋 英 吾	平成22年 3月15日
井 原 美 智 子 後 援 会	酒 井 稔	平成22年 3月31日
小 路 貴 之 後 援 会	森 真 一	平成22年 3月31日
三 宮 て い 子 後 援 会	永 見 博	平成22年 3月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成22年 5月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届 出 年 月 日
岡 平 知 子	参議院議員	岡平知子を応援する会	今治市山方町一丁目1398 3	岡 平 知 子	平成22年 4月19日

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成22年 5月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備 考
高 橋 英 吾	八幡浜市長	高橋英吾後援会	八幡浜市1557 1	高 橋 英 吾	平成22年 4月15日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、藤岡みどりを推薦する会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成21年9月愛媛県選挙管理委員会告示第49号）別記の一部を次のとおり訂正する。

平成22年 5月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成20年分

その他の政治団体

（訂正後）

政治団体の名称 藤岡みどりを推薦する会

報告年月日 H21. 2 . 4

1 収 入 総 額	8 260 円
前年繰越額	8 253 円
本年収入額	7 円

2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	8 260 円
4 本年収入の内訳	
その他の収入	7 円
1件10万円未満のもの	7 円

(訂正前)

政治団体の名称 藤岡みどりを推薦する会

報告年月日 H21. 2. 4

1 収入総額	8 253 円
前年繰越額	8 253 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	8 253 円

 雑 報

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第22回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成22年 5月21日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 荒 賀 泰 太

1 試験期日

- (1) 理容師実技試験 平成22年 8月2日（月）
- (2) 美容師実技試験 平成22年 7月26日（月）から
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成22年 9月5日（日）

2 試験地

愛媛県

3 試験会場

- (1) 理容師実技試験
松山市一番町一丁目1番1号
専門学校 国際トータルビューティカレッジ
- (2) 美容師実技試験
松山市小栗六丁目1番26号
愛媛県美容専門学校
- (3) 筆記試験
松山市文京町4-2
学校法人 松山大学（7号館）

4 受験願書の配布場所

- ① 理容師美容師養成学校
- ② 松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階
財団法人理容師美容師試験研修センター 四国ブロック事務所

5 受験願書の提出先

郵送受付のみ：申請書類一式を書留郵便で送付すること

[送付先]

〒135-8507 東京都江東区有明三丁目7番地26

有明フロンティアビルB棟9階

財団法人理容師美容師試験研修センター

6 受験願書の受付期間

平成22年 5月6日（木）から平成22年 5月27日（木）まで（5月27日の消印有効）

7 詳細についての問い合わせ先

〒790-0811 松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター 四国ブロック事務所

電話 089-924-0804

F A X 089-989-1333